一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市四見町紙祖ロ五六九の五・ロ五七一の七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、ロ五六九の六、ロ五六九の七、ロ五七〇の一五、ロ五七一の九

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市美都町山本イ一二三一の五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市美都町山本イ一二三一の三、イ一二三一の四

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第千八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　島根県益田市美都町山本イ一二三一の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道登別市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び登別市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　北海道美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道庁及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　岩手県北上市和賀町横川目二一地割一七二の一・一七二の三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一七二の二、横川目二三地割二五の一・二七の二・二七の一五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　用排水路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を岩手県庁及び北上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字中原二六一の四・二六二の一・字上打越二六六の二・二六九の二・二六九の三・二七九の二（以上六筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、字中原二六一の六・二六二の四・二六二の五・字上打越二六六の一・二六九の一・二六九の四・二七九の三（以上七筆国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　山形県酒田市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　飛砂の防備

三　解除の理由　火葬場用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山形県庁及び酒田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県渋川市上白井字中棚四八二二（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町大字川原湯字上打越乙三二八・字金花山五〇四の六・五〇四の七・五〇四の九（以上四筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、五〇四の八・五〇六の二・五〇八の二・五〇九の二・五〇九の三（以上五筆国有林）、字下打越四九九の一・字金花山五〇四の一・五〇四の四・五〇六の一・五一〇・五二六（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）、五〇四の一〇、五〇八の一、甲五二三

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　落石の危険の防止

三　解除の理由　指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　群馬県吾妻郡長野原町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　落石の危険の防止

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を群馬県庁及び長野原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千八百十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年十二月十一日

農林水産大臣　西川　公也

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字梅平一三の一・一四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一二の二、一二の三、一三の三